

東日本大震災後の食品輸入規制撤廃に向けた最近の外務省の取組

外務省経済局
2020年11月

- 1 東電福島第一原発事故後**54か国・地域**が日本産食品等に対する輸入規制措置を導入
- 2 規制を維持する国・地域に対し働きかけを実施
 - ①会談や国際会議等**様々な外交機会**を活用し、**総理・大臣**から働きかけ
例：G20首脳会合における二国間会談、菅総理のインドネシア訪問
- その他にも、
 - ②各国首都にて大使から働きかけ、③国際貿易担当大使を各国へ派遣、
 - ④関係省庁と連携し、東京にて在京の各国大使に働きかけ等を実施。

3 日本の**食品の安全性確保の取組を説明**

- 国際的に比較しても**極めて厳しい基準値を設定し検査**を実施
- 適切な食品モニタリングを実施
- 出荷制限措置等で基準値を超える食品は市場に流通させない体制を確保

一般食品中の
放射性セシウム量基準

- ◆ 日本：100
- ◆ Codex：1,000
- ◆ EU：1,250
- ◆ 米国：1,200 (Bq/kg)

- 4 これまでに**36か国・地域が完全撤廃**、その他**16か国・地域で緩和**が実現
→あらゆる機会を捉え各国・地域への規制撤廃の働きかけと情報発信を継続

東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(現状)

2020年
11月現在

カテゴリー	アジア大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計
輸入停止を含む規制	韓国 台湾(*5) 中国 香港 マカオ						5か国・地域
	5か国・地域						
限定規制 (条件付きで輸出可) (*1)	インドネシア 仏領ポリネシア シンガポール	米国(*1)		EU(*2) アイスランド スイス ノルウェー リヒテンシュタイン ロシア	ア首連 レバノン イスラエル		13か国・地域
	3か国・地域	1か国		6か国・地域	3か国		
規制撤廃	ミャンマー(2011.6) ニュージーランド(2012.7) マレーシア(2013.3) ベトナム(2013.9) 豪州(2014.1) タイ(2015.5)(*3) インド(2016.2) ネパール(2016.8) パキスタン(2017.10) ニューカレドニア(2018.8) ブルネイ(2019.10) フィリピン(2020.1)	カナダ(2011.6)	チリ(2011.9) メキシコ(2012.1) ペルー(2012.4) コロンビア(2012.8) エクアドル(2013.4) ボリビア(2015.11) アルゼンチン(2017.12) ブラジル(2018.8)	セルビア(2011.7) ウクライナ(2017.4)	イラク(2014.1) クウェート(2016.5) イラン(2016.12) カタール(2017.4) サウジアラビア(2017.11) トルコ(2018.2) オマーン(2018.12) バーレーン(2019.3)	ギニア(2012.6) モーリシャス(2016.12) コンゴ(民)(2019.6) モロッコ(2020.9) エジプト(2020.11)	36か国・地域
	12か国・地域	1か国	8か国	2か国	8か国	5か国	

18か国・地域

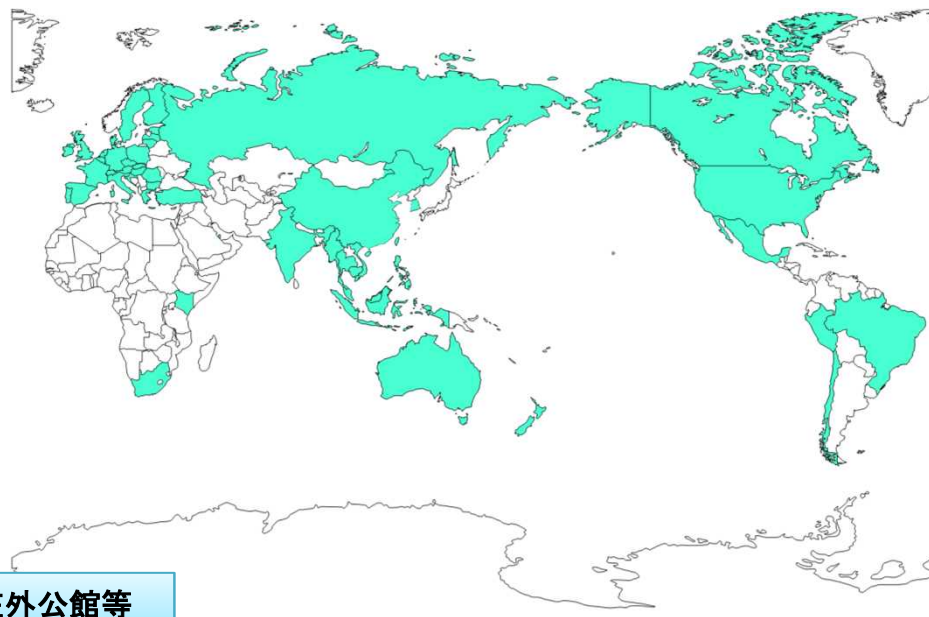
- (*1) 輸入停止を含まないが証明書要求等の措置を講じている国・地域を「限定規制」と分類している(ただし、米国については、輸入停止を含む措置が含まれているが、対象品目は日本の出荷制限品目を基準としているため、「限定規制」に分類)。なお、各カテゴリーの中でも規制の内容や対象地域・品目は国・地域ごとに異なる。
- (*2) EUは、EU加盟28か国で同一の規制を課してきたため、英国を含め便宜的に1地域としてカウント。
- (*3) タイは野生動物(イノシシ、ヤマドリ、シカ)の肉を除いて規制を撤廃。
- (*4) 下線を引いている国・地域は、震災後に一定の規制緩和が実現したことのある国・地域。
- (*5) 台湾では、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県で生産・加工された全ての食品(酒類を除く)が輸入停止対象とされており(他42都道府県の産品は証明書の添付が求

められる等の限定的な規制)、2018年11月、上記の5県に対する輸入停止措置の継続が公民投票により成立。関連法令は、公民投票結果の確定から2年間にわたり、同結果に反する政策を採ってはならない旨規定している。

(参考: 各国の輸入規制の国際法上の根拠)
WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)上、各加盟国は、科学的な原則に基づき、人の生命又は健康等を保護するために必要な措置をとることができる。国際的な基準等に基づいて措置を取るのが原則とされているが、科学的に正当な理由がある場合等には、国際的な基準より厳しい措置を取ることも可能とされている。

日本企業支援担当官(食産業担当)

- **日本企業支援担当官(食産業担当)**: 日本の農林水産物・食品の輸出や食産業の海外展開に向けた取組を促進するため、2015年12月に設置。現地事情に関する情報収集や輸出促進のためのPR事業、企業進出のサポートを担当。



【設置公館】54か国・地域, 58在外公館等

- ◆アジア 15公館等(インド, インドネシア, カンボジア, シンガポール, タイ, 韓国, 中国, 上海(総領事館), 香港(総領事館), フィリピン, ブルネイ, ベトナム, マレーシア, ミャンマー, 台湾(公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所))
- ◆大洋州 2公館(オーストラリア, ニュージーランド)
- ◆北米 4公館(米国, ニューヨーク(総領事館), ロサンゼルス(総領事館), カナダ)
- ◆中南米 4公館(チリ, ブラジル, ペルー, メキシコ)
- ◆欧州 28公館(アイルランド, イタリア, 英国, エストニア, オーストリア, オランダ, ギリシャ, クロアチア, スイス, スウェーデン, スペイン, スロバキア, スロベニア, チェコ, デンマーク, ドイツ, ハンガリー, フィンランド, フランス, ブルガリア, ベルギー, ポーランド, ポルトガル, ラトビア, リトアニア, ルーマニア, ルクセンブルク, ロシア)
- ◆中東 3公館(アラブ首長国連邦, カタール, トルコ)
- ◆アフリカ 2公館(ケニア, 南アフリカ)

* 輸出戦略上の重点国及び当時のTPP参加国等に設置